
目 次

1 定期監査

(1) 議会事務局	2
(2) 農業委員会事務局	5
(3) 消防本部・消防署	8
(4) 企画部	12
(5) 市民部	18
(6) 選挙管理委員会事務局	23

様

新居浜市監査委員 寺 村 伸 治
新居浜市監査委員 柿 並 哲 也
新居浜市監査委員 近 藤 司

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、平成31年4月22日から令和元年7月8日までの間に実施した定期監査について、同条第9項の規定による監査結果に関する報告並びに同条第12項の規定による措置状況を、次のとおり提出（公表）します。

- 1 監査の基本方針 公正で合理的かつ能率的な市の行政運営を確保するため、事務事業が効率的、効果的に行われたかに重きをおいた監査を実施した。
- 2 監査の対象 ・議会事務局 ・農業委員会事務局 ・消防本部・消防署
・企画部 ・市民部 ・選挙管理委員会事務局
- 3 監査の範囲 平成30年度に実施した事務事業全般
- 4 監査を実施した委員 寺村伸治・柿並哲也・山本健十郎・近藤司
〔 山本健十郎 令和元年5月1日付退任 〕
〔 近藤司 令和元年5月15日付就任 〕
- 5 監査の方法 関係部局等から関係資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し、監査を実施した。
- 6 監査の結果 平成30年度に実施した事務事業の執行については、おおむね適正に処理されているものと認められたが、事務執行の一部において指摘事項が見受けられた。
今後においても、さらに適正かつ無駄のないコスト意識を持って、効率的な行財政執行に努め、市民福祉の増進のため、なお一層の努力をされたい。
なお、各部局の主な事務事業、指摘事項及び指摘事項の回答（措置を講じた場合）は、次のとおりである。

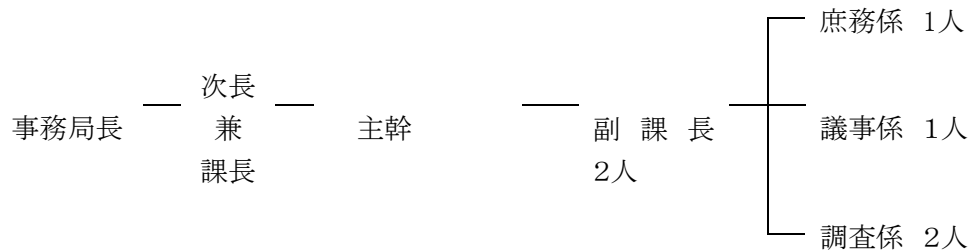
議 会 事 務 局

1 議会事務局の主な事務事業

議事課

- (1) 議長及び副議長の秘書事務に関すること。
- (2) 議員の身分に関すること。
- (3) 議会図書室に関すること。
- (4) 市政の調査に関すること。
- (5) 本会議・委員会・議員全員協議会に関すること。
- (6) 議会の傍聴に関すること。
- (7) 議案の調査及び立案に関すること。
- (8) 請願、陳情等に関すること。
- (9) 議会の広報及び広聴に関すること。

2 職員の配置状況 9人（平成31年4月1日現在）



3 議会の活動状況（平成30年度）

(1) 本会議の開催状況

本会議	会期日数	本会議日数	一般質問日数	一般質問者数	傍聴者数
5月臨時会	1日	1日	0日	0人	0人
6月定例会	18日	5日	3日	10人	35人
9月定例会	18日	5日	3日	11人	32人
12月定例会	17日	5日	3日	15人	162人
2月定例会	24日	5日	3日	12人	45人

(2) 常任委員会・議会運営委員会・特別委員会の開催状況及び活動状況

ア 常任委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	所管事務 調査日数
企画総務 委員会	7人	1年	企画部、出納室、総務部、消防本部、消防署、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会の所管に属する事項及び他の常任委員会の所管に属しない事項	7日	1日	4日
福祉教育 委員会	7人	1年	福祉部、福祉事務所、教育委員会の所管に属する事項	7日	1日	4日
市民経済 委員会	6人	1年	市民部、経済部、農業委員会の所管に属する事項	7日	1日	4日
環境建設 委員会	6人	1年	環境部、建設部、水道局の所管に属する事項及び港湾（漁港を除く。）に関する事項	7日	2日	4日

イ 議会運営委員会

委員会名	定数	任期	所管事項	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	所管事務 調査日数
議会運営 委員会	7人	1年	(1)議会の運営に関する事項 (2)議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項 (3)議長の諮問に関する事項	16日	0日	4日

ウ 特別委員会

委員会名	定数	設置	付議事件	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
地方創生 特別委員 会	8人	H27.7.1	(1) 総合戦略策定に関する調査 (2) 企業誘致(工業用地の確保を含む。)と市内企業の留置に関する調査 (3) 近代化産業遺産の活用に関する調査 (4) 市街地活性化に関する調査	6日	1日	4日
防災・災 害対策特 別委員会	8人	H27.7.1	(1)防災対策に関する調査 (2)大規模災害時における問題調査	4日	0日	4日

委員会名	定数	設置	付 議 事 件	委員会 開催日数	委員会 協議会 開催日数	付議事件 調査（視 察）日数
都市基盤 整備促進 特別委員 会	8人	H27.7.1	(1) 国道11号バイパス及び都市 計画道路の整備促進に関す る調査 (2) 大島・荷内沖開発に関する調 査 (3) 総合運動公園の建設に関する 調査	3日	0日	4日
決算特別 委員会	22人	H30.9.4	(1) 水道事業・工業用水道事業会 計決算の認定 (2) 一般会計・特別会計歳入歳出 決算の認定	5日	0日	0日
予算特別 委員会	22人	H31.2.28	(1) 一般会計・特別会計予算 (2) 水道事業・工業用水道事業 会計・公共下水道事業会計予 算	4日	0日	0日

4 指摘事項

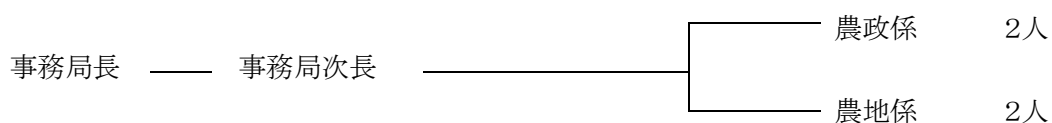
特になし

農業委員会事務局

1 農業委員会事務局の主な事務事業

- (1) 農業委員会の会議に関すること。
- (2) 農地等の利用の集積その他農地等の効率的な利用の促進に関すること。
- (3) 農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供に関すること。
- (4) 農地法その他の法令に基づく農地等の利用関係の調整及び許認可事務に関すること。
- (5) 農地等の調査及び検査に関すること。

2 職員の配置状況 6人（平成31年4月1日現在）



3 農業委員会の開催状況（平成30年度）

会議名	回数	提出議案	可決	否決	保留・継続
総 会	13	356	356	0	0
役員会	5	6	6	0	0
計	18	362	362	0	0

4 農地の権利移転状況（平成30年度）

区 分	件数	面 積 (㎡)		
		田	畑	計
所 有 権 移 転	29	15,253.00	10,328.00	25,581.00
賃貸借権移転・設定	2	0.00	1,065.00	1,065.00
使用貸借権移転・設定	3	3,800.00	817.00	4,617.00
小 計	34	19,053.00	12,210.00	31,263.00
合意解約（賃貸借）	30	17,707.00	3,871.00	21,578.00
合意解約（使用貸借）	9	8,349.00	3,189.00	11,538.00
小 計	39	26,056.00	7,060.00	33,116.00
合 計	73	45,109.00	19,270.00	64,379.00

5 新農地銀行（農用地利用集積事業）活動状況

区分 年度	利 用 権 設 定（新規・再設定）									
	3年未満		3～6年未満		6～10年未満		10年以上		合 計	
	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)	件数	面積 (㎡)
26	3	3,098.00	76	115,590.00	4	8,628.00	4	9,728.11	87	137,044.11
27	9	12,465.00	154	206,599.86	4	5,326.00	3	19,538.00	170	243,928.86
28	15	17,721.00	79	132,058.30	2	2,188.00	1	2,664.00	97	154,631.30
29	19	40,756.46	75	82,843.99	4	6,740.00	0	0.00	98	130,340.45
30	11	17,385.00	73	116,137.91	1	1,990.00	1	1,074.00	86	136,586.91

区分 年度	年度末現在
	総面積 (㎡)
26	610,761.99
27	518,341.15
28	531,325.27
29	516,149.55
30	516,517.32

6 農地の転用取扱状況（平成30年度）

用途地域区分	転用 区分	件数	面 積(㎡)		
			田	畑	計
その他の区域	4条	12	3,725.00	3,328.00	7,053.00
	5条	176	57,791.02	94,516.23	152,307.25
	小計	188	61,516.02	97,844.23	159,360.25

注：4条・・・農地法第4条による農地の転用

5条・・・農地法第5条による所有権移転等を伴う農地の転用

7 指摘事項（回答は令和元年6月19日付け）

（1）違反転用への適正な対応について

農地の違反転用について、昨年度の定期監査において現状把握が不十分ではないかとの指摘に対して、資産税課のデータと突合し、筆ごとに確認を行うなどして違反転用の現状把握を行った点は評価する。

しかしながら、違反転用について再調査の結果、違反転用面積が53.2ha、平成31年3月現在の新居浜市の管内の農地面積に対する違反転用面積の割合は5.9%と県内各市と比較してもかなり高い状況にある。

これまでの農地の違反転用に対する調査方法に問題がなかったのか検証するとともに資産税課、建築指導課などの関係課と連携を密にし、新たな違反転用の発生防止に努められたい。

また、現在市内で行われている国土調査の進行により農地の違反転用が解消されることであるが、国土調査課とも情報を共有し、違反転用の解消に努められたい。

<回答>

過去の調査状況や他市につきましては、どのような調査を行い把握してきたかは不明であり、過去の調査方法を検証することは難しいと思われませんが、昨年度、資産税課のデータを参考にし、登記簿が農地で、現況が農地以外のものを抽出し、過去の転用の有無や農業用施設（許可不要案件）等を調査いたしました。その結果、おおむね現状把握ができました。

今後におきましても、建築指導課等の関係課や地元委員と連携し、違反転用の未然防止や、転用の相談等の機会を見計らい、その都度是正できるよう取り組んでまいります。

また、国土調査課とも進捗状況等連携を取りながら情報を共有し、地目の是正を行ってまいります。

消防本部・消防署

1 消防本部・消防署の主な事務事業

(1) 総務警防課

- ア 消防行政の総合企画に関する事。
- イ 消防統計に関する事。
- ウ 消防団事務に関する事。
- エ 警防計画・水防計画に関する事。
- オ 石油コンビナート等災害防止法の訓練指導に関する事。
- カ 災害現場活動の調査に関する事。
- キ 救助及び救急の統制に関する事。
- ク 消防地水利の整備に関する事。
- ケ 消防用資機材の整備及び管理に関する事。
- コ 消防用車両の登録及び検査に関する事。

(2) 予防課

- ア 消防法令の危険物規制に関する事。
- イ 石油コンビナート等災害防止法（訓練指導に関する事を除く。）の執行に関する事。
- ウ 消防用設備の設置指導及び統制に関する事。
- エ 火災の原因及び損害の調査報告に関する事。
- オ 火災等の証明に関する事。
- カ 新居浜市火災予防条例の運用統制に関する事。
- キ 高圧ガス保安法の執行に関する事。

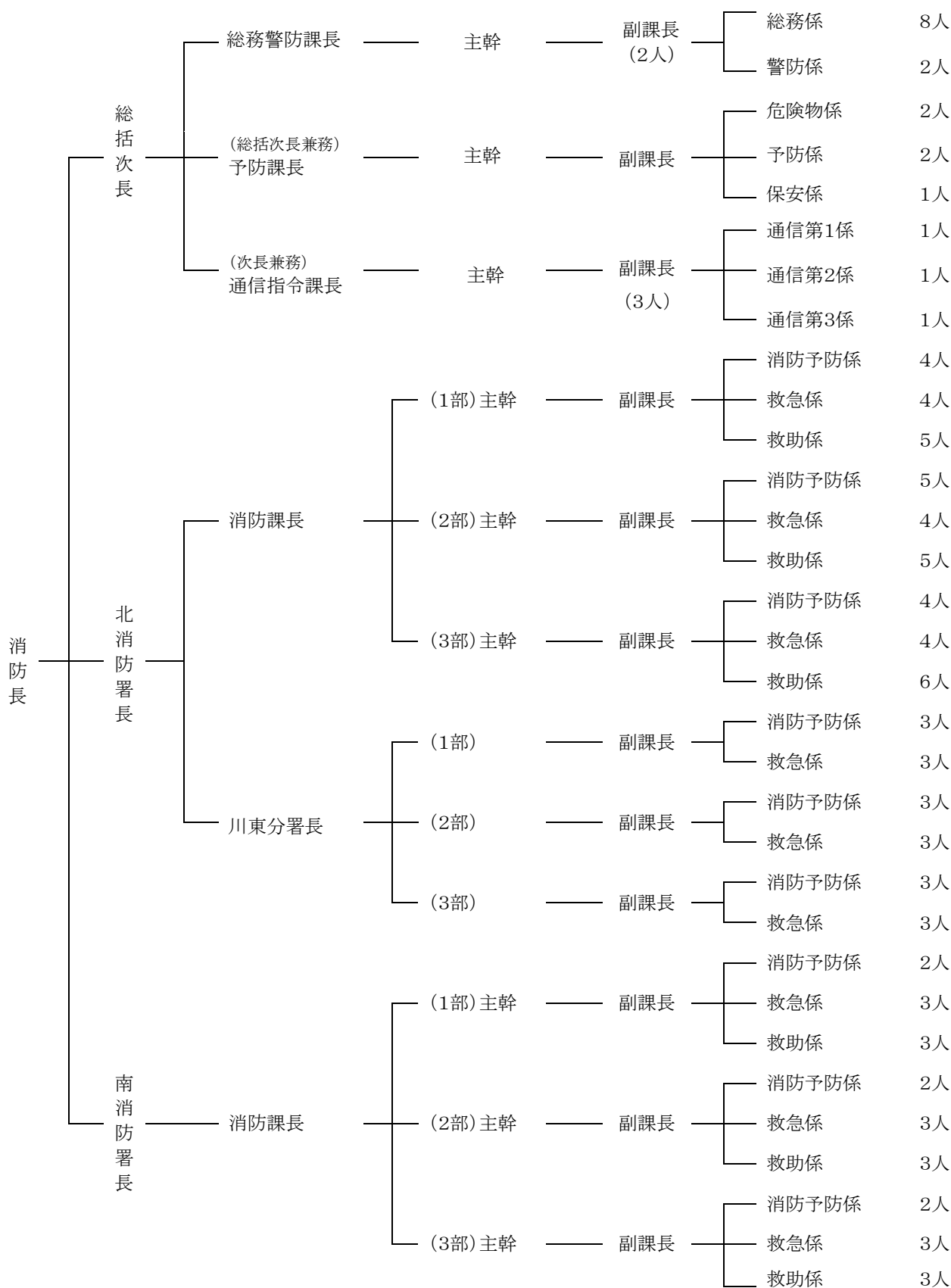
(3) 通信指令課

- ア 消防通信の運用統制に関する事。
- イ 通信施設の統轄管理に関する事。
- ウ 消防救急業務の指令及び誘導に関する事。
- エ 無線通信の統轄に関する事。

(4) 北消防署・南消防署

- ア 災害の警戒防御に関する事。
- イ 救急救助業務に関する事。
- ウ 火災予防の普及宣伝に関する事。
- エ 自衛消防隊の訓練指導に関する事。
- オ 査察及び取締指導に関する事。
- カ 水防活動に関する事。

2 職員の配置状況 134人（平成31年4月1日現在） ※派遣を除く。



※消防署の勤務体制・・・3部交替制

3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 総合防災拠点施設建設事業

近い将来、発生が危惧されている大規模災害に対し、行政が機能不全に陥ることがないよう免震構造を採用した、新居浜市総合防災拠点施設を郷土美術館及び北署旧庁舎跡地に建設する。平成29年度から3か年の継続事業として、令和元年度中の供用開始に向け本体建設工事に着工した。

＜事業費＞ 494,123,935円

(2) 消防自動車整備事業

消防車両等の老朽化及び複雑多様化する災害に的確に対処するには、消防自動車等の計画的な更新が必要であるため、消防ポンプ自動車2台の更新を行い、安全・確実・迅速に災害対応を実施することができた。

＜事業費＞ 34,678,420円

4 平成30年中に発生した火災の状況

(単位：件、千円)

月別	件数	損害額	月別	件数	損害額
1	3	2,179	7	4	21,397
2	4	5,722	8	2	3,408
3	3	3,681	9	1	65,936
4	2	40,027	10	4	13,398
5	3	15,131	11	3	0
6	2	5	12	2	66
			計	33	170,950

5 平成30年中事故種別救急出場の状況

(単位：件、人)

区分	火災	自然災害	水難	交通事故	労働災害	運動競技	一般負傷	加害	自損行為	急病	その他	計
出動件数	3	0	4	525	32	27	776	27	41	3,419	537	5,391
搬送人員	3	0	3	499	32	26	718	22	29	3,098	492	4,922

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和元年7月1日付け）

（1）時間外勤務等命令書について

時間外勤務等命令書の一部について、時間外勤務手当の記載漏れによる支給額の不足が生じている。内容を確認の上改められたい。今後はチェック体制を強化するなど適正な事務処理をされたい。

（北消防署川東分署）

<回答>

時間外勤務等命令書のうち、時間外勤務手当の記載漏れにつきましては訂正いたしました。また、それに伴う時間外勤務手当等の差額分の追給については、人事課と調整し適切に処理をいたします。今後は、確認方法等を見直し、職員全員でチェックするなど再徹底し、更なるチェック体制を強化するとともに、適正な事務処理を行います。

（2）消防緊急通信指令設備保守業務の委託契約について

平成29年度定期監査において、消防緊急通信指令設備保守業務の委託契約締結に当たっては、当該契約が高額の1者随意契約であることなどを考慮し、委託金額の適正性を判断できるよう、起案書に査定経緯等を記載するよう指摘した。しかしながら、平成30年4月1日決裁の平成30年度契約締結の起案書においても、委託金額を適正と判断する根拠が明記されておらず、査定経緯や内容に関する資料も添付されていない。理由を明らかにするとともに、今後改善されたい。

（通信指令課）

<回答>

平成30年度契約締結の起案書につきましては、委託金額が適正と判断するに至った根拠を明確にするよう、査定経緯についての資料を添付いたします。

また、今後におきましても、1者随意契約であることを踏まえ、見積書徴取の際には、これまで以上に保守内容及び金額について契約業者及び関係課も含め十分な協議を行い、査定経緯に関する資料を起案書に添付いたします。

企 画 部

1 企画部の主な事務事業

(1) 総合政策課

- ア 市政の基本方針及び重要施策の総合企画調整に関すること。
- イ 市政の調査研究に関すること。
- ウ 長期総合計画の調整及び進行管理に関すること。
- エ 過疎地域自立促進計画の調整及び進行管理に関すること。
- オ 市議会に関すること。
- カ 離島振興事務に関すること。
- キ 基幹統計及びその他の統計に関すること。
- ク 行政改革に関すること。
- ケ 行政評価に関すること。
- コ 規制改革に関すること。
- サ 総合教育会議に関すること。

(2) 秘書広報課

- ア 市長及び副市長の秘書並びに渉外に関すること。
- イ 報道機関との連絡調整に関すること。
- ウ 市政の広報に関すること。
- エ 広聴に関すること。

(3) 財政課

- ア 予算の編成、配当及び執行に関すること。
- イ 財政計画及び資金計画に関すること。
- ウ 市債及び借入金に関すること。
- エ 地方交付税等に関すること。
- オ 財政事情の公表に関すること。

(4) 情報政策課

- ア 電子計算組織の企画及び調整に関すること。
- イ 電子計算機のプログラム作成管理に関すること。
- ウ 電子計算機の管理運営に関すること。
- エ 情報化の推進に関すること。

(5) 別子銅山文化遺産課

- ア 別子銅山文化遺産に関すること。

(6) 地方創生推進課

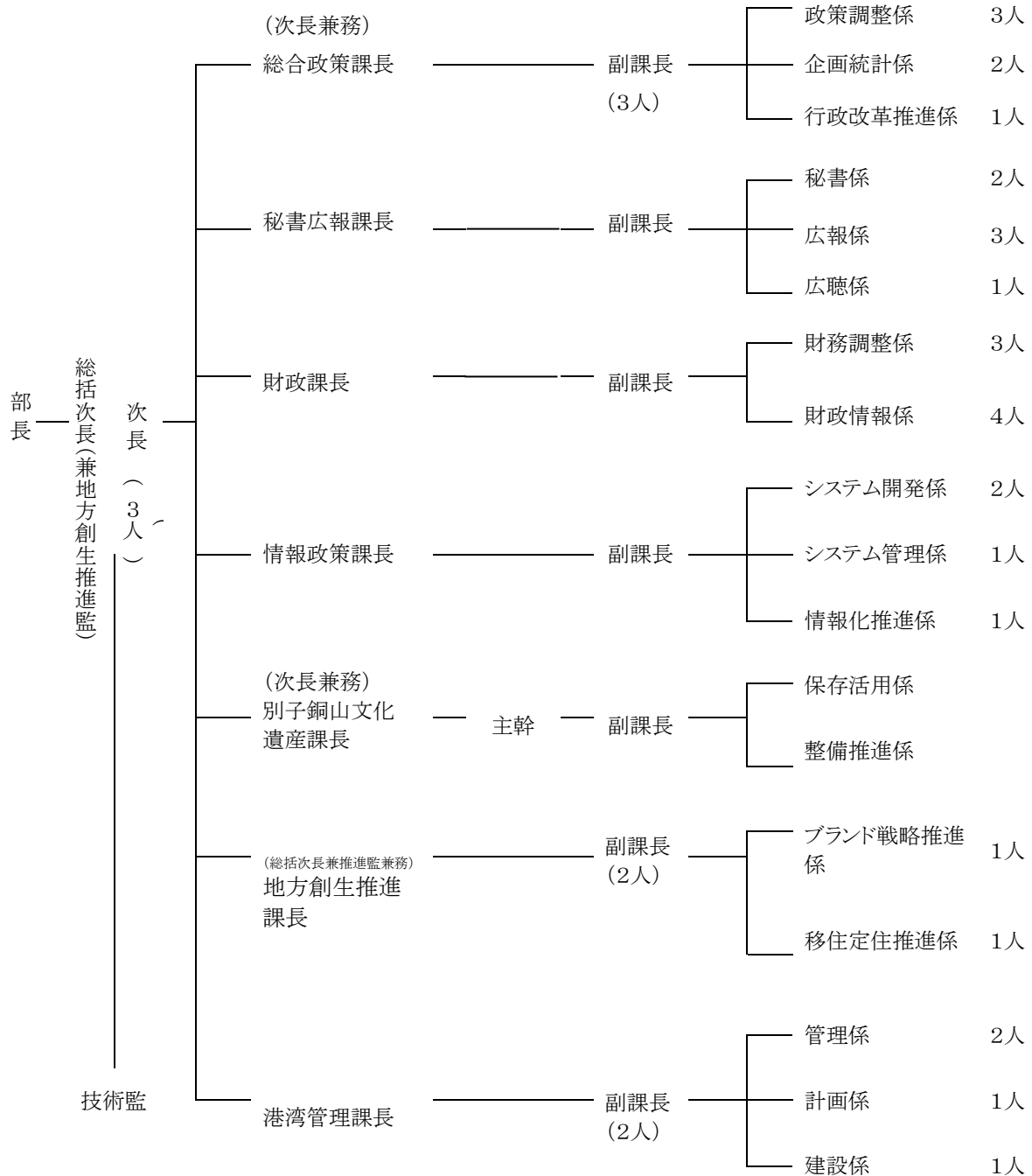
- ア 総合戦略の推進及び調整に関すること。
- イ シティブランド戦略の推進に関すること。
- ウ 移住及び定住の推進に関すること。

エ 広域行政に関すること。

(7) 港湾管理課

- ア 東予港(東港地区)に関すること。
- イ 新居浜港務局との連絡調整に関すること。
- ウ 漂流物に関すること(河川を除く。)

2 職員の配置状況 50人(兼務等除く)(平成31年4月1日現在)注:育児休業等含む



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 近代化産業遺産まちづくり推進費

別子銅山産業遺産の歴史的意義や価値を明らかにし後世へ伝承するため、産業遺産の保存活用と情報発信に取り組んだ。平成30年度は、山田社宅2棟、旧端出場水力発電所の維持管理を図るほか情報発信事業として、「写真と古写真でふりかえる四阪島のくらし展」の開催や別子銅山産業遺産創造塾、自然散歩の集い等の実施により、郷土愛の醸成、後世へ継承できる人材育成を図ることができた。

＜事業費＞ 2,407,084円

(2) 端出場水力発電所整備事業

別子銅山の近代化を支えた象徴である旧端出場水力発電所について、保存活用を図るため、平成28年度に「旧端出場水力発電所保存活用計画」を策定。平成29年度は、保存活用計画にもとづき、建物本体の耐震補強等の実施設計を行い、平成30年度は継続事業で本体耐震補強工事に着手した。

＜事業費＞ 38,319,500円（現年分）

9,039,600円（過年分）

(3) 山田社宅整備促進事業

昭和初期に星越地区に住友の幹部社員社宅として建設された。そのうち社宅4棟について、住友金属鉱山(株)及び住友化学(株)から市へ寄贈する覚書に基づき、住友金属鉱山別子事業所長社宅及び住友化学工場長社宅の耐震補強等、住友金属鉱山西洋社宅東棟の外壁、屋根等の整備工事に対して負担金を支出した。なお、上記3棟及び西洋社宅西棟を含めた4棟は、平成31年3月末に住友金属鉱山(株)、住友化学(株)から市へ寄贈された。

＜事業費＞ 50,469,420円（現年分）

44,979,019円（過年分）

4 一般会計款別歳入決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	平成30年度	平成29年度	増 減
市 税	18,742,327,013	19,170,545,514	△428,218,501
地 方 譲 与 税	331,961,444	329,897,444	2,064,000
利 子 割 交 付 金	35,980,000	38,990,000	△3,010,000
配 当 割 交 付 金	59,034,000	76,430,000	△17,396,000
株式等譲渡所得割交付金	49,633,000	84,095,000	△34,462,000
地方消費税交付金	2,256,136,000	2,146,549,000	109,587,000
ゴルフ場利用税交付金	29,477,420	29,304,380	173,040
自動車取得税交付金	70,313,000	66,652,000	3,661,000
地方特例交付金	87,783,000	76,211,000	11,572,000
地 方 交 付 税	5,433,183,000	5,610,627,000	△177,444,000
交通安全対策特別交付金	14,015,000	14,729,000	△714,000
分担金及び負担金	455,834,018	444,122,241	11,711,777
使用料及び手数料	877,835,603	880,982,953	△3,147,350
国 庫 支 出 金	6,609,917,636	7,826,660,925	△1,216,743,289
県 支 出 金	3,292,543,564	3,225,229,544	67,314,020
財 産 収 入	79,012,271	63,219,516	15,792,755
寄 附 金	281,482,041	576,966,238	△295,484,197
繰 入 金	1,621,762,572	1,504,311,217	117,451,355
繰 越 金	1,295,117,674	1,507,858,110	△212,740,436
諸 収 入	1,890,084,883	1,806,774,969	83,309,914
市 債	4,052,812,000	5,483,349,000	△1,430,537,000
計	47,566,245,139	50,963,505,051	△3,397,259,912

5 一般会計款別歳出決算状況

(単位：円)

款 別	決 算 額		
	平成30年度	平成29年度	増 減
議 会 費	352,366,893	365,819,600	△13,452,707
総 務 費	4,860,677,253	5,349,297,277	△488,620,024
民 生 費	19,401,048,960	19,950,522,498	△549,473,538
衛 生 費	4,859,491,906	6,609,129,322	△1,749,637,416
労 働 費	345,550,724	369,186,178	△23,635,454
農林水産業費	660,158,218	596,723,755	63,434,463
商 工 費	1,503,800,952	1,845,753,220	△341,952,268
土 木 費	3,300,412,284	3,556,638,383	△256,226,099
消 防 費	2,389,442,095	1,988,567,051	400,875,044
教 育 費	3,800,614,629	4,584,174,521	△783,559,892
災 害 復 旧 費	124,392,877	32,164,705	92,228,172
公 債 費	4,358,050,751	4,420,410,867	△62,360,116
計	45,956,007,542	49,668,387,377	△3,712,379,835

6 指摘事項及び回答内容（回答は令和元年7月16日付け）

（1）旧若宮小学校施設活用の計画的執行について

旧若宮小学校の施設活用基本計画策定業務委託料及び改修設計業務委託料については、平成30年7月から、施設活用基本計画を策定し、その後基本計画に基づく改修工事の設計を平成31年3月までに完了する予定であったが、年度内に完成できなかった。

この業務委託料については、平成30年度の地方創生交付金を一部財源として充てていたが、国からは繰越を認められず、その結果、翌年度への繰越事業の財源の内、地方創生交付金分は一般財源で負担することとなった。

旧若宮小学校施設活用については、基本計画策定段階で地域住民との協議に時間を要したとのことであり、また、短期間で施設活用基本計画の策定及び改修設計を行わなければならなかった実情は理解できるが、当初の計画の見通し、また住民との合意形成にも問題があったのではないかと思われる。これらの問題点を検証するとともに、今後、事業の着実な計画的執行に努められたい。

<回答>

旧若宮小学校の施設活用については、小学校閉校時に地元との協議において、施設の配置や用途等について概ね合意を得ていましたが、基本計画の策定において、校舎北棟の利活用に関する地元との協議に時間を要したことから計画策定に遅延が生じました。

この問題に関する検証としては、行政からの説明不足及び説明のタイミングの遅さから生じた住民の不信感に起因するものもあったと考えられます。

今後におきましては、これらの点を踏まえ、施設の利用・運営等に関して、地元も含めた協議会の中で協議を行い、本事業の着実な推進を図ってまいります。

（2）新居浜市民三世代同居等支援事業について

別居している母親と同居することを条件として補助申請したにも関わらず、実績報告書に同居の証となる母親の同居後の住民票が添付されていない事例が見受けられた。補助金交付に当たっては、複数の職員が確実にチェックし、補助金交付要綱に定める添付書類に漏れないよう努められたい。

（以上、地方創生推進課）

<回答>

不備のあった書類については、直ちに申請者に連絡して、提出していただきました。

今後におきましては、複数職員によるチェックを行い、適正な事務執行に努めます。

（3）職員満足度調査の結果分析と対策について

平成30年度に実施した職員満足度調査の結果を見ると、年齢・職階を問わず、「責任感と緊張感を持って業務に取り組んでいる」、「市民からの問い合わせに対して適切な対応がされている」の2項目に高い満足度が示される一方、「職場全体の仕事の役割分担が公平になっている」、「人事評価制度の導入によって、職員の能力開発や仕事の姿勢の変革につながっている」への満足度が際立って低い。また、自由記載欄には多くの意見が記入されているが、それらの中で目を引くのは、職員間での仕事の分担、協力体制や上司の指示の仕方などに対し不平、不満を抱いている職員が少なくないということである。

本調査が単に結果の集計、分析に終わることなく、今後の人事施策等に生かされ、職員の満足度及び業務効率の向上につながるよう、関係部局と連携し、具体的対策を検討、実施さ

りたい。

(総合政策課)

<回答>

昨年度実施した職員満足度調査の結果では、「職場全体の仕事の役割分担が公平になっている」、「人事評価制度の導入によって、職員の能力開発や仕事の姿勢の変革につながっている」の2項目の満足度が際立って低くなっております。

この点を踏まえ、上記2項目を所管する総務部とも連携し、今後、事務改善検討委員会において、他自治体や民間企業の先進事例等の調査、研究を行い、具体的な対応策を実施してまいります。

(4) 新居浜市奨学金返済支援補助金交付要綱について

補助金交付要綱には、「本市へのU・I・Jターン、地元就職の促進を図ることを目的とする」としているが、補助対象者として、本市に住民登録があり現に居住している者、市内中小企業に1年以上雇用されている者といった要件が規定されている。これでは、市内中小企業に就職し、継続して市内に居住している者に対する報償費的な意味合いが強いように思われるので、就職前の学生や市内中小企業に補助金の目的を十分周知し、真に地元就職の促進を図れるような交付要件について、要綱の見直しを検討されてはどうか。

また、受給者にとって非常に有利な補助金であるが、交付要件を満たす市民は多数存在すると思われるので、さらに制度を周知徹底し、より広く活用されるよう努められたい。

(地方創生推進課)

<回答>

奨学金返済支援事業の周知については、本市へのU・I・Jターンを促進するため、東京や大阪で開催される移住フェアをはじめ、大学生等を対象とした合同企業説明会等において、新居浜市の住みやすさや働きやすさをPRするとともに、本支援事業の周知も行っています。

また、県内大学や愛ワークジョブカフェへのパンフレットの設置や市内高校への説明に加え、愛媛大学や新居浜高専も参画する「東予東部ものづくり若年人材確保対策協議会」においても、本事業について説明を行い、市内企業への就職促進に努めております。

さらに、企業向けの「新居浜市企業応援パンフレット」にも、本支援事業を掲載し、市内企業や金融機関へも広く周知を行っております。

今後におきましても、就活フェアや定期便、移住・定住サイト等において周知を図るとともに、市政だより等あらゆる媒体・機会を通じて情報発信を行い、本市へのU・I・Jターン促進に努めてまいります。

市 民 部

1 市民部の主な事務事業

(1) 地域コミュニティ課

- ア 市民活動の推進に関する事。
- イ ボランティア及び民間非営利団体に関する事。
- ウ コミュニティの振興に関する事。
- エ 自治会に関する事。
- オ 協働の推進に関する事。
- カ 国際化に関する事。
- キ 計量に関する事。
- ク 市民相談に関する事。
- ケ 消費生活センターに関する事。

(2) 防災安全課

- ア 危機管理に関する施策の総合企画及び調整に関する事。
- イ 地域防災計画に関する事。
- ウ 災害対策本部に関する事。
- エ 自主防災組織に関する事。
- オ 国民保護計画に関する事。
- カ 地域の防犯活動等の推進に関する事。
- キ 交通安全思想の普及に関する事。

(3) 人権擁護課

- ア 人権擁護に関する事。
- イ 住宅新築資金等貸付事業に関する事。
- ウ 人権問題の調査及び指導に関する事。
- エ 人権教育の計画、運営及び指導に関する事。
- オ 地域改善対策奨学金事務に関する事。

(4) 男女共同参画課

- ア 男女共同参画施策の総合企画、調整及び調査に関する事。
- イ 男女共同参画施策の推進に関する事。
- ウ 男女平等の意識啓発に関する事。
- エ 女性団体の育成に関する事。
- オ 女性センター及び働く婦人の家に関する事。
- カ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する事。

(5) 市民課

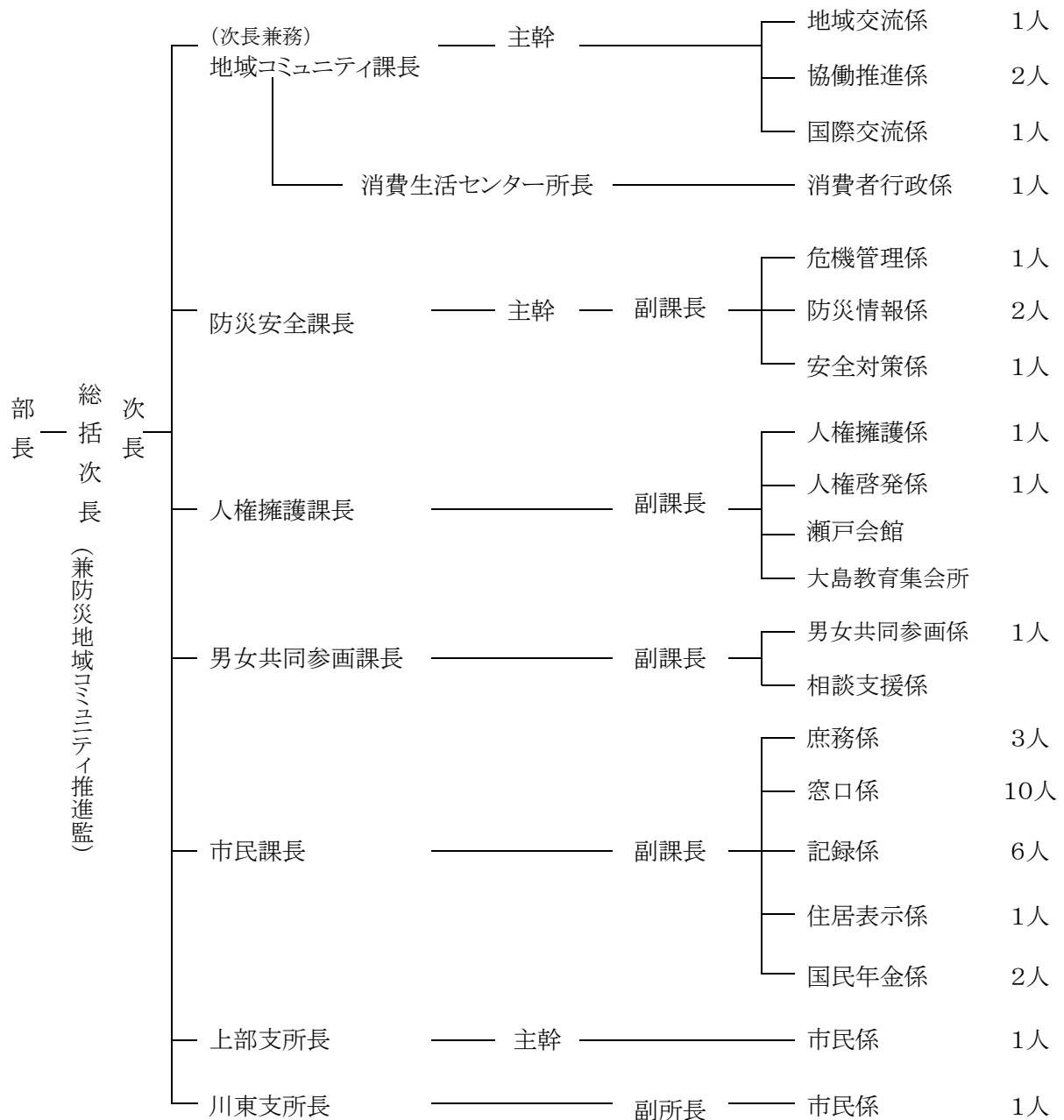
- ア 戸籍、住民基本台帳及び印鑑登録等の諸届並びに証明に関する事。
- イ 自動車臨時運行の許可に関する事。
- ウ 人口動態の調査に関する事。
- エ 在留関連事務及び特別永住許可事務に関する事。
- オ 住居表示に関する事。

- カ 国民年金の普及及び広報に関すること。
- キ 船員法の事務に関すること。
- ク 市税に係る諸証明の発行に関すること。
- ケ 一般旅券の発給申請受理及び交付等に関すること。

(6) 上部支所・川東支所

- ア 市税、国民健康保険料、使用料、手数料その他の収入金の収納事務
- イ 戸籍の届書の受付並びに住民基本台帳及び印鑑に関する諸届の受理
- ウ 市税に係る諸証明の発行
- エ 住民票の写し、戸籍に関する証明、印鑑証明等諸証明の発行

2 職員の配置状況 54人（平成31年4月1日現在） 注 育児休業等含む。



3 平成30年度に実施した主な事業

(1) コミュニティFMラジオ普及事業

災害に強いまちづくりの推進及び地域コミュニティの形成を図るため、コミュニティFMの普及を促進するとともに、防災ラジオの普及に努めた。当該ラジオは、普通のラジオとしての機能に加えて、緊急地震速報や市からの避難勧告等の重要情報が放送されると自動起動で情報を入手することができる。市内に住所を有する者を対象として、1台当たり6,000円の奨励金を支出し、2,225台の防災ラジオを販売した。

販売実績台数：2,225台

<事業費> 13,350,000円（1台につき6,000円の奨励金）

(2) 男女共同参画推進費

男女がいきいきと活動できる男女共同参画社会の構築のため、男女共同参画計画のより一層の推進を図った。また、男女共同参画推進条例に基づき、女性の社会参画への意識改革を進めた。なお、継続して推進することが必要である。

<事業費> 167,872円

4 使用料、手数料の調定収入状況

(単位：円)

区 分	調 定 額	収入済額	収入未済額
自動販売機設置使用料 (自治会館)	45,636	45,636	0
認可地縁団体証明書等発行 手数料	2,700	2,700	0
女性総合センター使用料	1,861,352	1,861,352	0
自動販売機設置使用料等 (女性センター)	166,043	166,043	0
戸籍謄・抄本手数料	18,156,400	18,156,400	0
住民基本台帳手数料	17,286,000	17,286,000	0
印鑑証明手数料	9,046,500	9,046,500	0
印鑑登録手数料	1,030,500	1,030,500	0
その他証明手数料	444,900	444,900	0
個人番号カード等再交付手 数料	648,400	648,400	0
自動車臨時運行許可手数料	236,250	236,250	0
船員手帳交付等手数料	71,280	71,280	0
計量検査手数料	130,210	130,210	0

5 指摘事項及び回答内容（回答は令和元年8月13日付け）

(1) 花いっぱいのもちづくりについて

本市では平成29年度の国民体育大会開催に際し、花いっぱいのもちづくり事業を展開し、校区連合自治会をはじめとした6つの地域団体の協力を得て、幹線道路沿いに色とりどりの花を植栽したプランターを並べ、市内外の多くの人たちの目を楽しませた。当事業は美しいまち新居浜を象徴するおもてなしの一つであり、その後の継続が期待されていたが、平成30年度の実績では協力団体が3分の1に減少した。

花づくりは植栽や水やりなど年間を通じて多くの労力を要するものであり、個別の地域団体の自主性と善意に頼るだけでは現状を打破することは困難と思われる。一部の中学校では生徒が地域住民と協力して定期的に植栽等を行っているが、こうしたすばらしいコミュニティ活動を全市に広めることはできないか、また、道路沿いの散水栓設置や散水車の導入など設備面からの支援を強化することはできないかなど、花いっぱいの美しい新居浜づくりを進めるため、関連部局と一致協力して具体的対策を検討されたい。

(地域コミュニティ課)

<回答>

花いっぱいのもちづくりは、美しいまちづくりと市民のおもてなしの心を醸成する取組ではありますが、水やりや草引きなど日常的な管理のための負担が大きく、一部の市民の善意に頼る方法では、事業の持続性が危惧されるところです。さらに、花いっぱいの取組が定着している地域においても、少しでも参加者への負担を軽減するための工夫も重要であると考えております。現時点では、効果的な具体策ができていない状況であり、今後は、庁内の関係部局や地域の団体等と、より良い持続可能な仕組みづくりや負担の軽減方策などについて協議を進めてまいります。

(2) 住宅新築資金等貸付金の滞納債権について

住宅新築資金等貸付金の滞納額は、平成29年度末の161,974,140円に対し、平成30年度末は147,019,285円で、滞納額は減少しているものの、平成29年度の徴収率4.7%に対し、平成30年度は4.1%とさらに低下している。

担当課においては、訪問徴収や納付相談・指導等の取組を行っているとのことであるが、借受人（債務者）の高齢化や死亡、病気等による就労不能や生活保護受給などの理由により、貸付金の回収が困難になっており、平成30年度末の滞納者45名の内、年度内に返済が全くない者が21名に及んでいる。

他の借受人等との公平性も鑑みて、全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人などの悪質な滞納者等には法的措置をとるなど、これまで以上に適正な債権管理と滞納債権の的確な回収対策に努められたい。

(人権擁護課)

<回答>

住宅新築資金等貸付金の滞納債権回収につきましては、個別の納付相談結果等に基づいて滞納者の生活実態を把握しながら、よりきめ細やかな訪問徴収や納付相談に取り組んでおり、特に、平成30年度内に返済が無かった借受人等については、訪問等による接触を図って納

付催告及び納付相談を積極的に行うほか、接触が困難な借受人については、債権管理課との連名による催告書を送付いたします。

さらに、全く納付の意思を見せない借受人及び連帯保証人などの悪質な滞納者等に対する法的措置等につきましても、抵当権実行を前提として弁護士に依頼している事案も含めて、引き続き顧問弁護士や債権管理課の助言や支援も受けながら、未収金の回収強化と適正な債権管理を行ってまいります。

(3) 地域の自主防災体制について

非常災害時における共助の原点は、身近な隣人である自治会員が慌てることなく、いかに迅速、的確に助け合い、被害の拡大を防止できるかにある。関係者の努力により、単位自治会レベルの自主防災組織率は近年大幅に上昇しているが、各組織は結成後日が浅いため災害を想定した訓練が十分できていないところが多いのではないかとと思われる。

組織率の更なる向上と併せ、単位自治会の自主防災組織が真に役立つ組織としてその機能を十分発揮できるよう、行政として積極的に支援、指導を行うことが求められる。リーダーの育成及び防災士の配備をはじめとした人的機能の強化及び防災資機材の整備を急ぐとともに、避難方法や連絡体制の実践訓練など様々な災害を想定した自主防災訓練を継続的に実施するよう指導されたい。

(防災安全課)

<回答>

これまで地域の自主防災体制につきましては、単位自治会による組織率向上に取り組み、平成31年3月末時点では57%の単位自治会で自主防災組織を結成しております。また、地域防災リーダーの育成として、各単位自治会に1名以上の防災士が配備できるよう養成に取り組み、愛媛県が実施するリーダー養成講座への参加、防災士ネットワークによるスキルアップ研修等を実施してまいりました。

今後につきましても、継続して「自分の命は自分で守る 自助」、「地域で支えあう 共助」をはじめとする地域をあげての更なる防災意識の向上に取り組む必要があると考えており、各地で実施されている各種訓練の事例紹介などを行い、発災時に機能を発揮できる自主防災組織作りに取り組んでまいります。

選挙管理委員会事務局

1 選挙管理委員会事務局の主な事務事業

- (1) 選挙管理委員会の開催及び庶務に関すること。
- (2) 選挙常時啓発に関すること。
- (3) 選挙人名簿の調製及び保管に関すること。
- (4) 不在者投票に関すること。
- (5) 選挙の執行に関すること。

2 職員の配置状況 3人（兼務除く）（平成31年4月1日現在）

（企画部情報政策課長兼務）

事務局長

事務局次長

（2名）

選挙管理係 1人

3 平成30年度に実施した主な事業

(1) 愛媛県知事選挙

平成30年11月18日執行の愛媛県知事選挙の適正な管理執行

当日有権者数 99,752人

投票者数及び投票率

33,545人 33.63%

<事業費> 29,419,377円

(2) 愛媛県議会議員選挙

平成31年4月7日執行の愛媛県議会議員選挙の適正な管理執行

当日有権者数 98,881人

投票者数及び投票率

41,265人 41.73%

<事業費> 13,650,000円（平成30年度分）

(3) 新居浜市議会議員選挙

平成31年4月21日執行の新居浜市議会議員選挙の適正な管理執行

当日有権者数 98,755人

投票者数及び投票率

46,697人 47.29%

<事業費> 2,097,874円（平成30年度分）

4 指摘事項

特になし